

平均賃金算定内訳の書き方
休業補償給付支給請求書（裏面）

様式第8号（別紙1）（表面）

労働保険番号										氏名										災害発生年月日																			
府県					所管管轄					基幹番号					枝番号										年					月					日				

平均賃金算定内訳

（労働基準法第12条参照のこと。）

雇入年月日				年				月				日				常用・日雇の別				常用・日雇											
賃金支給方法				月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制																賃金締切日				毎月				日			
A	月・週 その他一定の期間に よって支払ったもの	賃金計算期間				月				日から				月				日から				計									
		総日数				日				日				日				④				日									
		基本賃金				円				円				円				円													
		手当				円				円				円				円													
		手当				円				円				円				円													
		計				円				円				円				⑤				円									
B	日若しくは 他の請負制によって支払ったもの 又は出来高払制その	賃金計算期間				月				日から				月				日から				計									
		総日数				日				日				日				④				日									
		労働日数				日				日				日				⑤				日									
		基本賃金				円				円				円				円													
		手当				円				円				円				円													
		手当				円				円				円				円													
計				円				円				円				⑥				円											
総計				円				円				円				⑥				円											
平均賃金				賃金総額⑥				円÷総日数④				-				円				銭											
最低保障平均賃金の計算方法																															
Aの⑤ 円÷総日数④ = 円 銭⑦																															
Bの⑤ 円÷労働日数⑤ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭⑧																															
⑦ 円 銭⑧ 円 銭⑧ (最低保障平均賃金)																															
日日雇い入れられる者の平均賃金（昭和38年労働省告示第52号による。）		第1号又は第2号の場合		賃金計算期間 ⑤ 労働日数又は労働総日数				⑥ 賃金総額				平均賃金 ⑦÷⑤× $\frac{73}{100}$																			
		第3号の場合		都道府県労働基準局長が定める金額																											
		第4号の場合		従事する事業又は職業																											
				都道府県労働基準局長が定めた金額																											
漁業及び林業労働者の平均賃金（昭和24年労働省告示第5号第2条による。）		平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日 職種				平均賃金協定額				円																			
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金（賃金の総額⑥－休業した期間にかかる②の⑦）÷（総日数④－休業した期間②の⑦）																															
(円－ 円) ÷ (日－ 日) = 円 銭																															

- (1) この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入する。
- (2) 賃金締切日を記入する。
- (3) 災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3ヵ月間が平均賃金算定期間となるので、当該期間における賃金計算期間を記入する。
- (4) 該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入する。
- (5) この欄には、労働日数、労働時間等に応じて支払われた賃金を記入する。
- (6) 両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金となる。